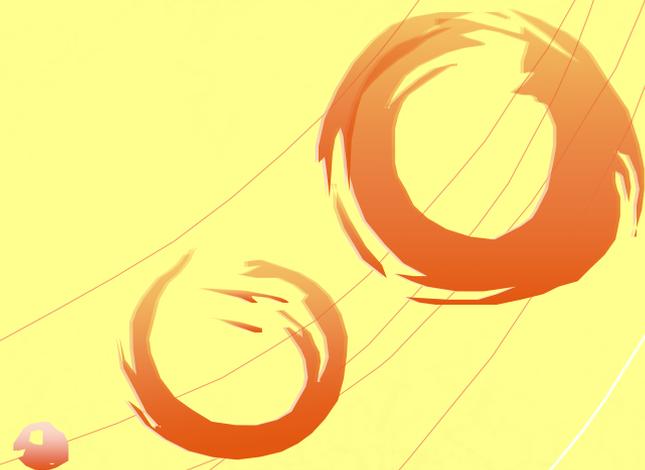


【第66回東京財団フォーラム】2013年10月17日

〈先端医療にルールはいらない？ ～生命倫理法のある国、ない国〉

生命と身体に介入する先端医療 ～問題の見取り図と 日本のこれまでの対応

東京財団研究員
ぬで島次郎



生命科学・医学の研究と臨床応用の全体像

社会の生命観・価値観

畜産分野・動物実験
異種再生医療

移植医療

臓器
組織
細胞

生殖医療

胚
卵
精子

再生医学

クローン
ES細胞

体性幹細胞
／iPS細胞

遺伝子治療 遺伝子診断

遺伝子解析
・組み換え研究

発生生物学の基礎研究

(生命への畏敬)

出典：ぬで島次郎『先端医療のルール』講談社 現代新書，2001

生命倫理の基本として 考え、決めなければいけないこと

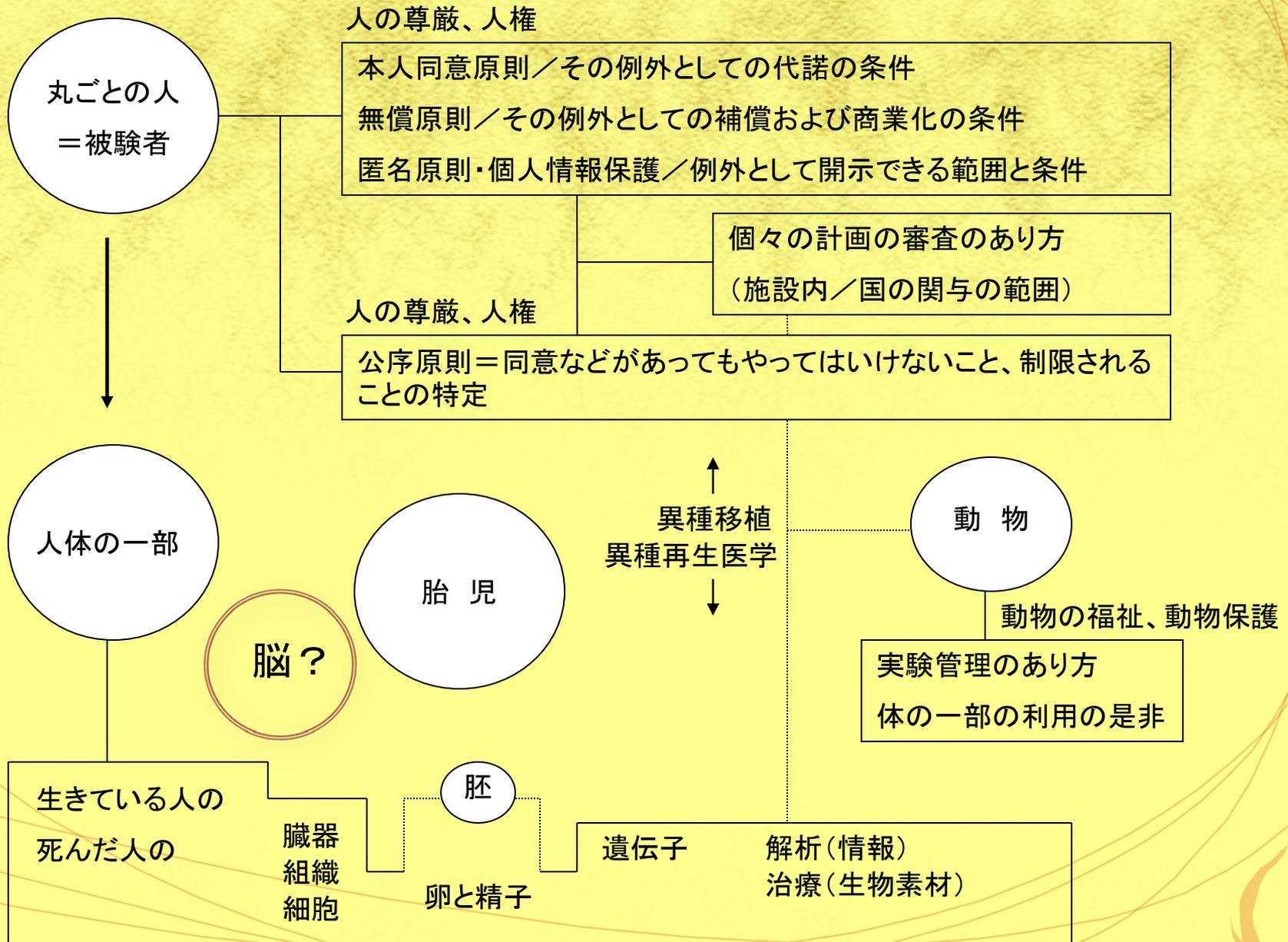
- 出発点は、生きた人を研究対象にしてよい条件
= 同意・無償（売買禁止）・匿名（個人情報保護）
+ 公序 + 倫理審査

これらを、臓器、細胞、精子や卵子、受精卵、遺伝子などを扱う際のルールとして、どこまで適用すべきか

→ どこから人（個体の生命）か、という問題
脳死＝人の死？／人の生＝受精卵から、胎児から？
遺伝子は？

「人」（の一部）として尊重すべきなのはどこまでか
⇒ モノ扱いしてよいのはどこからか

《生命倫理のルール 検討の全体像》



人

人の一部
脳？

胎児の一部

人の胚

動物の一部？

動物

モノ

日本の公的なルールづくりの一覧

(組換えDNA実験指針 1979)

遺伝子治療臨床研究指針 1994

臓器移植法 1997

クローン技術規制法 2000

遺伝子解析研究指針 2001

ヒトES細胞研究指針 2001

疫学研究指針（個人情報保護） 2002

ヒト幹細胞臨床研究指針 2006

ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する倫理指針 2010

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針
2010-2011

日本の生命倫理のでこぼこ

ルールづくりは、遺伝子、次いで死者の臓器
そして個人遺伝情報 に偏る

立法は極度に「謙抑的」
「指針」（所管行政部署の告示）に依存

発生操作は、クローン技術規制に偏り
／ 再生医療研究との仕分け

売買禁止は、法的には臓器と血液だけ

欠落：生殖補助医療／胚、精子と卵子
臓器以外の人体組織も

